

令和4年度 第2回青森県受動喫煙等対策検討会 議事録

日時：令和4年11月1日（火）18：00～19：00

場所：ウエディングプラザアラスカ 地階 サファイア

（司会）

それでは定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第2回青森県受動喫煙等対策検討会を開催いたします。

開会に当たりまして、青森県健康福祉部永田部長よりご挨拶を申し上げます。

（永田部長）

皆さん、こんにちは。健康福祉部長の永田でございます。

本日はご多忙のところ検討会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。皆様方には、受動喫煙等の対策の推進に日頃から多大なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本検討会では、県民の健康の保持増進に資する観点から、受動喫煙等を防止するための効果的な施策についてご検討・ご協議いただいております、これまで主に本県における受動喫煙防止条例の制定についてご議論をいただいております。

前回の検討会においては、条例制定に向けた方向性についてのご意見を頂戴したとともに、それを踏まえ、条例を具現化するための意見照会を前回の検討会の後に実施させていただき、本日の検討会では、その結果や条例の骨子案についてご説明をさせていただきます。委員の皆様からは貴重なご意見を賜りまして大変ありがとうございます。

その上で、本日は、その結果を中心に、さらにご意見を伺いたいと思っております。委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、本日のご挨拶とさせていただきます。以上です。

（司会）

本日の出席につきましてはお手元の出席者名簿のとおりですので、紹介は省略いたします。また、永田部長はオンラインで参加いたします。

それでは、以降の進行につきましては設置要領第5条第2項の規定により、井原会長にお願いいたします。

（井原会長）

青森県受動喫煙等対策検討会の会長を拝命しております弘前大学の井原です。2019年からやっておりますけれども、コロナ禍もありましてなかなか会議が進まないところもありましたが、ようやく、ここにきてかなり議論に推進力がついてきたなというふうに感じております。本日はどうぞよろしくお願いたします。

それでは、次第に従って進行します。まず、「青森県受動喫煙防止条例案の内容に係る意見照会の結果について」及び「青森県受動喫煙防止条例の骨子案について」、併せて事務局からご説明ください。

(事務局)

それでは、資料1から資料4までご説明させていただきます。

まず、お手元に、資料1「受動喫煙防止条例案の内容に係る意見照会の結果概要」と、資料2「意見照会結果一覧」をご用意願います。

第1回検討会でのご意見を踏まえ、本県の条例を具体化していくために実施した意見照会についてのご報告です。

意見照会結果のうち、第1種施設と第2種施設に係る条例内容についてのご意見をまとめたものが資料1です。A3版の資料2は、各委員の皆様のご回答を並べて一覧で表示しておりますので、ご参考として併せてご覧ください。

資料1では、施設区分ごとにご意見多数のところを黄色で着色しております。結果として、は、第1回検討会でのご意見に沿った形、つまり、福島県条例をベースに、病院や診療所を加えて規制対象とするのご意見が多数でした。第1種施設のうち、子どもや妊産婦に関係する施設について▲印、すなわち特定屋外喫煙場所を設置しないよう努める旨の努力規定を設ける、第2種施設は全て○印、改正健康増進法を遵守するというご意見が多数でした。資料1と2の説明は以上です。

続きまして、資料3をお願いします。資料3では、委員の皆様から、さきに資料1及び2で報告した○▲×印以外にいただいた個別意見を取りまとめの上、対応案についてお示ししたものです。(ア)から(ウ)については、規定の置き方についての内容であり、(ア)では子どもや妊産婦の受動喫煙防止に向けて配慮する旨の規定に賛成、(イ)では配慮規定ではなく努力義務とすべきとのご意見、そして(ウ)は第1種施設において、特に子どもを受動喫煙から守る趣旨で強い規制である×印で対応すべきとのご意見でした。

これに対しては、まず(ウ)について、法が全面施行されて2年以上経過した現在、法律で認められている事項に対して、義務規定×印のような相当程度強めの規定を置くことは困難と考えております。

その上で、子どもや妊産婦に対する規定を検討するに当たり、健康増進法第27条では喫煙をする際の配慮義務として、「何人も、…(中略)…喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることのないよう、周囲の状況に配慮しなければならない」とした配慮義務規定を踏まえた骨子案の内容としています。骨子案については後ほどご説明します。

なお、法律でこの部分を配慮とした背景は、法律が強制力をもって踏み込むことがなじまない家庭などのプライベートな居住場所、すなわち法の規制が及ばない場所においても広く効果を及ぼすため、喫煙可能な場所で喫煙する場合でも周囲の状況に配慮する旨の規定を設けているとのことでした。

続いて、(エ)については、子どもや妊産婦への配慮規定を設ける際に、具体的な空間の指定をすべきではないというご意見であり、事務局としても、より広く効果を及ぼす観点から、場所を限定しない包括的な表現として骨子案をお示ししております。

次に、(オ)の施行時期については、できるだけ早期に施行した方がよいとのご意見であり、後ほど改めて皆様のご意見をいただきたいと考えております。

(カ)の条例の周知については、事業所と連携し工夫して周知を図ること、市町村にも

丁寧に説明の上、県が主体となって周知を図ること、とのご意見です。

健康増進法では、国をはじめ県、市町村、施設の管理者等が相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないと規定されていることを踏まえ、骨子案では県の責務として県民、市町村、事業者等と連携するよう努めることとした上で、適切な周知に努めたいと考えております。

続きまして、(キ)の中高生への喫煙防止に関する教育に関するご意見については、学校教育を所管する教育庁とも共有の上、今後の検討課題といたします。

(ク)の路上喫煙、ポイ捨て対策についてのご意見は、さきほどの(エ)の対応案と同様に、より広く効果を及ぼす観点から、路上に限らず広く受動喫煙防止につなげる趣旨で、骨子案に表現しています。

最後に、(ケ)の条例による規制は限定的とすべき、事業者への影響を考慮等すべきとのご意見は貴重なご意見として承ります。また、今回の骨子案の内容は、これらご意見を考慮した形になっているものと考えております。

資料3は以上です。

続きまして、資料3とも関連しますが、資料4により、条例骨子案についてご説明させていただきます。

資料4では、ここまで報告・説明してまいりました皆様からのご意見を踏まえ、子ども・妊産婦への受動喫煙を防止すること、▲印の努力義務とすべき対象施設、資料3での個別意見に対する考え方を反映するとともに、改正健康増進法の内容を踏まえ、本県の条例骨子案としてお示しさせていただいたものです。

まず、目的については、目的の項目に記載のとおり、受動喫煙防止の取組を推進し、県民の健康の保持増進に寄与すること、県民全てが受動喫煙による健康への影響について理解し、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子どもや妊産婦に特に配慮し、受動喫煙の防止に主体的に取り組む必要があること、法に定める受動喫煙を防止する措置のほか、本県における必要な措置の推進を図ること、としております。また、骨子案中で用いられる文言の定義を次の項目で説明しています。喫煙・受動喫煙・事業所等、各文言についての定義をしております。

その上で、次のページの責務のところでは、県の責務、県民の責務、事業者等の責務について記載しています。県の責務では、受動喫煙防止の推進に必要な施策を講ずるものとしております。

次に、県民の責務について、1つ目は、先ほどご説明した健康増進法の規定内容を踏まえた表現とした上で「周囲の状況に配慮しなければならない」とし、2つ目、子どもや妊産婦に関係する表現を取り入れ、3つ目、保護者の対応については、「特に」と付すことにより内容を強めております。

また、事業者等の責務については、1つ目、2つ目までは健康増進法を踏まえた表現とした上で、特に、子どもと妊産婦を守る趣旨から、意見照会結果、▲印とすべきとされた下記の施設について「特定屋屋外喫煙場所を設けないよう努めなければならない」としています。

以上が骨子案の内容です。なお、今後、条例化の検討を進めるに当たっては、法律の担当部局と文言の精査を行い、条例案の作成を進めてまいります。以上でございます。

(井原会長)

ありがとうございます。

ただいま、各委員からのご意見の内容やその対応案、また、それに基づき作成した条例骨子案についての説明がありました。

まず、意見照会の結果、施設種別ごとに最も多かったご意見をまとめると、本県の条例骨子案としては資料1のとおり整理されます。第1種施設のうち、子どもや妊産婦に関係する施設について「特定屋外喫煙場所を設置しないよう努める」旨の努力規定を設けるという内容です。この内容について、ご意見・ご質問はありますでしょうか。

鈴木委員、何かございますでしょうか。

(鈴木委員)

これについて、特にありません。

(井原会長)

藤野委員、よろしく願いいたします。

(藤野委員)

私は、広い意味での受動喫煙防止の観点から意見を書かせていただきました。法律で規制がない部分についても、条例で少し厳しくしてほしい、といった気持ちを表しました。

今回は、事務局が言うとおりに、あまりに厳しくできないのは仕方がない状況なのだと思いますが、今後の課題として、おそらく、喫煙を取り巻く状況は、今後ますます、追加的に厳しくなっていくものと思いますので、その時はより厳しくしていただきたい。

(柗谷委員)

青森県看護協会です。

私も、×印を付けた項目がありますが、資料3にありますように、法施行後にあっては、相当程度強めの規定を置くことは困難ということですが、そのことも承知の上で、今回、意見として、受動喫煙防止に対する姿勢や思いを表した、という受け止めをいただければと思います。

(井原会長)

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

ここに至るまで、様々な意見があり、それぞれいろいろな思いがあったわけですが、ひとつのポイントを通過したのかなというふうに考えております。

では、次に、その他のご意見が資料3にまとめられていますが、これについて、いくつかの論点があるかと思しますので、順を追ってご意見を伺いたいと思います。

まず論点1として、子どもや妊産婦に対する受動喫煙の防止を規定する際の規定の置き方についてです。ただいま、藤野委員と柗谷委員からご意見がありましたけれども、改め

て確認しますと、事務局からの説明では、法の全面施行後に法以上の強い規定を置くのは困難であること、また、法の趣旨に沿って、より広く効果を及ぼす趣旨から配慮規定としていること、について説明がありました。この点についていかがでしょうか。

山内委員、お願いいたします。

(山内委員)

連合青森の山内と申します。

前回検討会から今日まで約3か月間、時間が経過したと思いますが、今日の議題である事前に意見照会いただいた内容が、今日ここに記載をされています。

私の方からも意見として記載をさせていただきましたが、その内容について、意識をいただいているのかなというふうには思っています。

本日以降の作業に向けて、資料3までに意見がまとめられて、資料4でこれからの方向性といいますか、条例案の定め方の部分についての記載がされていると受け止めています。

受け止めとしては、それでよろしいでしょうか。

(井原会長)

はい。そのとおりだと思いますが、事務局、よろしいでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。本日、この検討会において意見が集約されましたら、それが方向性という形として定まることになると思っております。

(井原会長)

案として、事務局はここまでまとめてきた、そういうことで受け止めました。よろしいでしょうか。

(山内委員)

そのように進んでいくということで理解しますと、この内容でよろしいと思っております。一つ質問ですが、骨子案の定義の項目で、法第28条第2号、第3号、第5号という記載の仕方がなされていますが、この法の第28条というのはどの内容のことを指しているのでしょうか。勉強不足ですみませんが、教えていただければと思います。

(井原会長)

では、事務局からお願いします。

(事務局)

資料4の定義ですが、改正健康増進法の中でも第28条に定義という項目がございます。

その中で、例えば、喫煙については、法第28条第5号において、「人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む）を発生させることをいう」と法律に記載されています。

このように、法の規定にならって、条例でも定義として記載するという事です。受動喫煙については、「人が他人の喫煙により、たばこから発生した煙にさらされることをいう」、と法律で規定されています。

後日、条文は委員の皆様にも情報提供させていただきたいと思っております。

(井原会長)

事務局、ありがとうございます。山内委員、よろしいでしょうか。

(山内委員)

はい。分かりました。

(井原会長)

ここにいる皆様の理解が深まってよかったと思っております。

では、議論を進めまして、論点2です。

子どもや妊産婦に対する喫煙に関わる空間指定のあり方についてです。

資料3に戻りますけれども、事務局案としては、場所を限定しない包括的な表現とする旨の説明がありました。これについてご意見はありますでしょうか。

藤野委員、お願いいたします。

(藤野委員)

空間指定をすることは、特に守っていただきたいと、強めるための表現であると思っておりますが、包括的な表現とする方がインパクトが強いのか、または弱いのか。

場所を制限した場合、それ以外のところは喫煙しても大丈夫とも受け取れるものの、そうではなくて、特に指定した場所では気をつけなさい、という意味合いであると思っております。

どちらがよいものか。包括的な表現を置いた上で、特に気を付けてもらいたい場所を指定して定め、特に注意を要する場所とするなど、そうした方がよいのか、難しいところです。

(井原会長)

これについては、なかなか評価が難しいところがありますが、これを提案された委員が本日欠席ですので、事務局の方から何か補足をいただけますでしょうか。

(事務局)

ここでは、車内や家庭などの私的な空間における実効性を、どこまで担保できるのかという課題があると考えられます。広く県民の皆さんが、どのようにすれば妊産婦に配慮ができるのかということを考えたとき、包括的な表現とした方が効果的であると考えたものです。

(井原会長)

ありがとうございます。藤野委員、よろしいでしょうか。

(藤野委員)

例えば、保育園であれば、包括的な表現の方が、保育園の外や近く、どこであっても気を付ける意識になりますね。その方がよろしいですね。ありがとうございます。

(井原会長)

実効性を考えた表現をしたということで、承りました。ありがとうございます。

この空間指定の件について、他にご意見・ご質問などはありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次の論点ですが、条例の施行時期についてです。今回、なるべく早くとのご意見をいただいております。そのご意見は葛西委員と佐藤委員からでしたけれども、本日ご欠席のため回答内容を紹介します。

葛西委員は、議論が整理され次第、早期の施行を期待する。佐藤委員は、改正法施行から2年を経過しており、できるだけ早く条例を制定し、受動喫煙対策を推進すべきとのご意見です。

このほか、本日ご出席の皆様から施行時期についてご意見はありますか。

榎谷委員、お願いいたします。

(榎谷委員)

今、紹介された2名の方のご意見に賛成です。議会手続などもあるとは思いますが、良いことは速やかに進めた方が、と思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

(井原会長)

ありがとうございます。

藤野委員、よろしくお願ひします。

(藤野委員)

できる限り早くというのが望まれることと思ひますので、今後の手続次第ではありますが、なるべく早くということがよろしいかと思ひます。

(井原会長)

鈴木委員、よろしくお願ひいたします。

(鈴木委員)

私も現時点で、妥当な案だと思ひますので、早く進めていただければと考えております。

(井原会長)

ありがとうございます。

できるだけ早くということですが、事務局の方、いかがでしょうか。

(事務局)

委員の皆様のご意見の大勢がそういうことであると、今、受け止めております。

今後の手続等はございますが、本検討会としては、早めに進めることができるようにとのご意見と受け止めました。

(井原会長)

ありがとうございます。

ここまで議論が進んできましたので、できることなら早めに、という委員の皆様のお気持ちであると私も感じました。

では、次に論点に移ります。条例の周知について。県が主体となり、市町村をはじめ関係先と協力して周知を図っていくこととして骨子案の説明がありましたけれども、そのほか、ご意見ありますでしょうか。

黒沢委員、よろしく願います。

(黒沢委員)

先ほどから、私だけかもしれませんが、非常に聞きとりにくいと感じます。

何と言っているか分からない部分があるので、もう少し分かりやすくお話してください。

(井原会長)

失礼いたしました。では、もう一度、今のところからでよろしいでしょうか。

資料3では、骨子案作成に当たっての論点を順番に確認しております。

次は4点目ですが、条例の周知について、資料3の(カ)のところですが。県が主体となり市町村をはじめ関係先と協力して周知を図っていくこととして、事務局から説明がありましたが、そのほか、これに関してご意見ございますでしょうか。

藤野委員、よろしく願います。

(藤野委員)

ここで、適切な周知に努めるとありますが、今のところ、どのような周知方法を県として考えているとか、どのように進めるかなど、あるでしょうか。例えば、テレビを使うなど。

(井原会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

ただいま、テレビというお話もありましたが、具体的にテレビCMまでは考えておりませんでした。県でも広報番組がありますし、広報誌もございます。改正健康増進法の施行の際には、分かりやすく理解しやすいように作成したチラシを県民の皆さんや事業者の方々に対してお配りしました。そういったさまざまな媒体や機会を通じて周知できればと考えています。現在の想定としてはそういったものが考えられると思います。

(井原会長)

ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

周知について、これまでの検討会では、そもそも現在の改正健康増進法の内容がどの程度、県民、関係機関に認知されているのかというところからはじまり、まずは、法の周知から丁寧に行っていくべきでは、という議論があった中で、前回検討会において、ある程度の認知度が認められるということで、では、条例を制定して周知を図っていきましょう、という流れであったと記憶しております。

原田委員、よろしく願いいたします。

(原田委員)

周知のお話について、少し私も意見として書かせてもらいました。

この受動喫煙が健康に悪いということは、大変理解が進んでいると思っております。どれだけ社会に悪影響を与えるのかということについて、ある意味、定量的に分かるというようなことが大事かと思えます。

それは、やはり、県民の方の行動を変容させたり、そして折に触れて行動を見直してもらうために、こまめに周知啓発を図ることが非常に大事だと思っております。

令和元年度、一番最初のこの検討会において、たしか国の調査によると、全国で年間15,000人が受動喫煙により亡くなっているという説明があったかと思えます。青森県は全国の約1%の人口であり、加えて本県の死亡率が高いことを考慮すると、本県では、150人から200人程度が受動喫煙で亡くなっている計算となろうかと思えます。

具体的に、条例の施行により、どのようなことをお願いしていくのが大事だと思えます。さきほどの200人を100人にしたいのかなど。それは難しい点があるかもしれませんが、そういった具体的な数字などを提示しながら、この条例の目標を示していくこと。条例の中で責務を課すわけですので、県民や事業者の方々は、それを見て、行動変容や行動抑制につながっていくと思われるため、そういった視点で、ぜひ広報や周知啓発をしていただければ、非常に我々も含めて共感しやすい、分かりやすくなるのではないかと思います。以上です。

(井原会長)

原田委員、ありがとうございます。

これについて、事務局の方からコメントをお願いします。

(事務局)

大変貴重なご意見と受け止めました。

条例の説明に当たっては、やはり皆さんもなぜこれを進めるのかということを理解していただくことも必要でしょうし、その場合に、今のお話にありましたような、具体的にどういった点が健康に影響を及ぼすかなどについて、どういった形で示せるかはまだ案としては手元にはありませんが、そのような要素も併せてご説明できれば、単に条例を作りまし

たというよりも理解が進むのではないかと感じました。ありがとうございます。

(井原会長)

ありがとうございます。とても重要な点であると受け止めました。

この点について、何か追加でご意見ありますでしょうか。

本県でいうと、年間150人から200人ぐらいの方が受動喫煙で亡くなっている計算になるということ。これは防ぐことができる死亡である、受動喫煙を防止することで減らすことができる死亡である、そういった問題意識を持った上での条例案だと改めて感じました。

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ここまで資料3に基づいて論点を確認してまいりましたが、これを踏まえて条例骨子案の形としたものが資料4ということです。では、資料4に進みまして、これについてご意見、ご質問ございますでしょうか。

黒沢委員、よろしく願いいたします。

(黒沢委員)

特定屋外喫煙場所については、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所とありますが、「必要な措置」とはどの程度のものを指すのか教えていただきたい。

(井原会長)

資料4の1ページ、定義の一番最後のところですが、事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

これについては法律で規定されておりまして、「必要な措置」とは、1点目として、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること、2点目として、第1種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること、という内容が措置として定められております。

したがって、喫煙場所を設ける場合は、そこで喫煙ができる旨の掲示をすることと、あまり人が立ち入らない場所に設置し、受動喫煙が生じないように区画すること、といった措置が必要であるということです。

(黒沢委員)

続けてもよろしいですか。

人が立ち入らない場所ということですが、例えば、自分の敷地内であっても道路に面している場合、煙が流れていかないとは限らないと思われ、歩行者にとっては、こちらは歩道、こちらは敷地内という意識は多分ないと思われ。そういった場所に喫煙場所を設置している場合は、立ち入ることができないこととなりますが、そのような場所でも喫煙場所の設置は可能でしょうか。

(事務局)

資料4の2ページで事業者等の責務を記載していますが、その2つ目、これは改正健康増進法の規定に基づいており、「喫煙可能な場所を設置するときは、受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう特に配慮しなければならない」とされていて、人ができるだけ立ち入らない場所ということも必要ですが、喫煙場所を設けるときは、その場所から煙が漏れて受動喫煙を生じさせないように配慮してください、ということです。

(井原会長)

黒沢委員、よろしいですか。

(黒沢委員)

煙が漏れないようにということであれば、完全な密室にする必要がありますね。

(井原会長)

密室にできれば万全でしょうが、法では煙が漏れないようにとされていて、密室にすることまでは求めていないところです。

(黒沢委員)

人が立ち寄らないようにするということは、そこに何かパーテーションみたいなものを作るとか。基本的に煙が漏れないようにするのは、屋外ではなかなか難しいかもしれない。

(井原会長)

そうですね。

(黒沢委員)

煙が漏れること自体に規制はないということですね。

(井原会長)

はい。これは第1種施設についての話ですが、第1種施設の内容は、定義の欄に列挙されていますが、私が勤めているところも病院の敷地のギリギリのところ喫煙をしている人たちがいるので、ただいまの黒沢委員のお話は何か身につまされるような話として伺いました。

ほかにはいかがでしょうか。

藤野委員、よろしくお願いいたします。

(藤野委員)

資料4の2ページ、県民の責務の3つ目、保護者について。1ページ目で保護者について定義されていますが、ここでは「その監督保護に係る20歳未満の者」とあり、2つ目では「子ども」という文言があり、これらはイコールなのか、気になったもので。

以前であれば、20歳未満イコール子どもで違和感はなかったのですが、今は18

歳で成人とされたり、位置づけなどが変化しているので、このへんが、気持ちとして何となく不思議な感じがしたものですから。

(井原会長)

事務局、よろしくをお願いします。

(事務局)

今後、実際に条例案を構築する中で、県の法規部門などと整理をしていくことになるかと思えます。

実は、この「子ども」とは、現在の「県がん対策推進条例」の中にある規定から引用しているものですので、周囲の条文と照らし合わせてどうするかなど、今後、テクニカルな話があるかもしれませんが、意図としては、がん条例にあるような、受動喫煙から守るべき存在としての子ども、そういった方を指すということです。

(藤野委員)

了解しました。

実際、高校卒業するまでは何となく子どもという印象を持っていて、骨子案の中で、「子ども」や「20歳未満」などが記載されていて違和感があったもので。

ありがとうございます。

(事務局)

少し補足させていただきますと、改正健康増進法の中でも、20歳未満の者は受動喫煙のおそれのある所に立ち入らないように、などの規定があるものですから、そのような方々を守るという意味を込めての表現を想定していますが、今後、文言等を整理させていただきたいと思えます。

(藤野委員)

ありがとうございます。

(井原会長)

他にはいかがでしょうか。様々な点でだいぶ議論が深まってきたと思えます。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局としては、本当によく考えて作っていただいた骨子案であると感じておりますが、言葉として表記してみると、いろいろ考えなければいけないところがあることが分かってきたかと思えます。

それでは、今後、どのように進めていくのかについて、資料5、今後のスケジュールについて、事務局の方から説明をしていただきたいと思います。

(事務局)

では、資料5、今後のスケジュールについて、簡単に説明させていただきます。

資料の中段ですが、本日、第2回検討会を開催しまして、条例制定内容に関する意見照会の結果をご報告させていただき、皆様からさらにご意見を頂戴いたしました。

今後は、本日のご意見等を踏まえまして、文言等の精査を進め、条例案を作成、そしてパブリックコメントを実施し、広く意見を伺うこととしています。その際に、条例案を委員の皆様にも情報提供したいと考えております。

その後、条例案を県議会に提出しまして、議決となった場合は条例施行へとつながるといふ流れでございます。以上でございます。

(井原会長)

事務局、ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、ご質問などございますでしょうか。

藤野委員、よろしくお願いします。

(藤野委員)

さきほど、条例の施行時期をできれば早く、という意見を述べましたが、具体的に、どのようなタイムスケジュールになるのか、お聞かせください。

(事務局)

今後の流れはさきほどお話したとおりですが、早めの想定の場合、どれぐらいの時期に、とのお話でよろしいでしょうか。

ということでしたら、さきほども少々触れましたが、県の内部での調整など、条例制定に向けた作業があり、はっきりとは言えない部分もありますが、仮に、最短でスケジュールが進んだ場合、令和5年1月頃にパブリックコメントを実施、2月議会に条例案を提出、3月に議決がなされればそれ以降に条例施行、という形が想定されます。

これはあくまで最短のスケジュールとしての想定ということになります。

(藤野委員)

ありがとうございます。

パブコメの期間もあり、早ければという想定でのタイムスケジュールと理解しました。

できれば早い時期ということで我々も望んでいますので、よろしくお願いします。

(井原会長)

ありがとうございます。

できるだけ早くということで、その中で最短のスケジュールを教えてくださいました。

他に何かございませんでしょうか。

山内委員、よろしくお願いいたします。

(山内委員)

すいません、1つ確認させてください。

事務局から説明がありましたが、1月にパブコメ、3月に議会で議決という日程が最短とのことですが、この11月以降の流れについて、資料5のとおり、パブコメを実施するとともにこの検討会委員に情報提供をすとの記載もあります。検討会での議論そのものは、本日の資料4骨子案の内容で了解されたという受け取りで、今後、作業が進んでいくという理解でよろしいですか。

(事務局)

県において、今後、条例案を詰めていく作業を行う中で、「この部分はもう少し検討会に諮っておいた方がよい」など、そのような部分が出てきた場合は、検討会を開いてご意見を伺う必要があると思います。

まずは、本日お示した骨子案の内容により了解ということで、大きな確認事項などが生じない限りは、この内容で決定した形となると考えています。

(井原会長)

山内委員、よろしいでしょうか。

(山内委員)

はい。

(井原会長)

さきほど、あくまでも最短のスケジュールをお示しいただきましたが、まだ議論はできるといってございました。

いかがでしょうか。

今後は、事務局に確認したように、スケジュールの中で、条例案を委員に見せる機会があるとのことですよ。

本日は、まず、先日の条例案の内容に関する意見照会結果の概要を確認し、それがこれまでの議論も踏まえた事務局案に表現されており、その内容に落ち着くのだろうということが確認されたと思います。

特に、子どもや妊産婦に対して受動喫煙させない点を強調する内容で、青森県としての新しい、他県とは少し違う構成での条例になるであろう形が示され、これについて妥当だということを確認されたと受け止めています。

それから、資料3によりいくつか論点を確認させていただいた上で、資料4骨子案の内容について吟味を行いました。言葉の定義や、文言の意味するところ、例えば受動喫煙を生じさせない場所とは、などが明確になったと思います。

そして、本日以降は、事務局において文言などをさらに詰めていただき、本検討会としては、できるだけ早期の条例制定に向けて進めてほしいという意思が示されたと思います。

以上ですが、私の任はここまでということで、事務局の方にマイクをお返しさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(事務局)

井原会長、どうもありがとうございました。

本日、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、以降は、事務局において条例制定に向けた作業を進めてまいりたいと思います。

また、委員の皆様には、さきほどご説明しましたパブリックコメント実施の際などに、条例案についての情報提供をさせていただきたいと考えております。

今後、作業を進める中で本検討会との調整が必要になった場合、例えば、大きな変更などが生じた場合には、さきほどもお話をしたとおり、検討会を開催することもありますし、また、軽微なものであり、そのまま進めて支障ないというものであれば、会長に一任するような取り扱いとさせていただければと思っております。

スケジュールにつきましては、事務手続上、最短のものをご説明をしたものでありまして、県議会などとの調整も必要ですので、条例案を委員の皆様へ情報提供するタイミングなどにおいて、改めてお示しをさせていただきたいと考えております。

私からは以上でございます。

(司会)

皆様、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして検討会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。